

## 豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付要綱

令和3年4月1日実施  
令和3年6月1日改正  
令和4年4月1日改正  
令和5年4月1日改正  
令和7年4月1日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する木造住宅（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下同じ。）の所有者に対し、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金を交付することについて必要な事項を定め、本市の区域内の木造住宅の耐震化を促進し、もって地震による市内の人的・物的な被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。第4条第1号及び第8条各号において「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅（地階を除く階数が2以下かつ1,000平方メートル未満のものに限る。）に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断技術者 豊中市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第2条第4号に規定する耐震診断技術者をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」（原則、2012年改訂版によるものとする。）に基づく「一般診断法」又は「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。以下同じ。）」その他市長が適当と認める方法により、耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定することをいう。
- (4) 耐震改修技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成24年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習及び木造耐震改修技術者講習を受講し、「講習修了証明書」の交付を受けた者若しくは公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者又はこれらと同等以上の技術を有すると市長が認めた者をいう。
- (5) 耐震診断結果 第3号の「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評価における上部構造評点をいい、同号の市長が適当と認める方法に基づく耐震診断にあっては当該方法により算出した数値をいう。

- (6) 耐震改修計画 耐震改修技術者が作成する耐震改修の計画であって、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震診断結果の数値が1.0未満の木造住宅については、耐震改修工事後の当該数値を1.0以上まで高めるための計画
  - イ 耐震診断結果の数値が0.7未満の木造住宅については、耐震改修工事後の当該数値を0.7以上又は、2階建ての住宅の1階部分の数値を1.0以上とするための計画(アに掲げる計画を除く。)
  - ウ 限界耐力計算を用いた耐震診断の結果、最大応答変形角が1/15を超える木造住宅については、耐震改修工事後の最大応答変形角が1/15以下とするための計画
- (7) 耐震設計 耐震改修計画を作成することをいう。
- (8) シェルター設置工事 耐震診断結果の数値が1.0未満の木造住宅について、国土交通省又は一般財団法人日本建築防災協会及びその他の公的機関(一般財団法人日本建築総合試験所、大学等の研究機関等)において、性能等(地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守ることができる居住空間の安全性)が確認されたシェルターを設置する工事をいう。
- (9) 耐震改修工事 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 耐震改修技術者が工事監理を行い、耐震改修工事施工者が耐震改修計画に基づいて行う工事
  - イ シェルター設置工事
- (10) 耐震改修工事施工者 耐震改修工事を行う工事請負人で、建設業法第3条による許可を受けているもの。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は耐震設計又は耐震改修工事に係る事業とする。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる木造住宅(以下「補助対象建築物」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として、法の規定に適合するもので、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による確認を受けて建築された、地階を除く階数が2以下の木造住宅であること。
- (2) 本市の区域内に存し、かつ、現に居住しているもの又はこれから居住するものであること。
- (3) 耐震設計を行う場合にあつては、賃貸でないもので、既にこの要綱又は豊中市木造住宅耐震設計補助金交付要綱に基づき、耐震設計に要した費用に対して補助金の交付を受けたものでないこと。
- (4) 耐震改修工事を行う場合にあつては、既にこの要綱又は豊中市木造住宅耐震改修補助金交付要綱に基づき、耐震改修工事に要した費用に対して補助金の交付を受けたものでないこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者（法人を除く。）であって、補助対象事業を行う者とする。ただし、補助対象建築物の所有者の前年（補助金の交付申込みの日の属する月が1月から5月までの場合にあつては前々年。以下同じ。）の所得が12,000,000円を超える場合は、この要綱を適用しない。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震設計を行う場合にあつては、当該耐震設計に要した費用とし、耐震改修工事を行う場合にあつては、当該耐震改修工事に要した費用とする。

(補助金の交付額等)

第7条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 耐震設計 耐震設計に要した費用の額の10分の7と100,000円のうちいずれか少ない額
  - (2) 耐震改修工事 補助対象建築物の所有者の所得に応じ、次のいずれかの額
    - ア 補助対象建築物の所有者の前年の課税所得金額が5,070,000円未満の場合 耐震改修工事に要した費用の額の2分の1と850,000円（補助対象建築物の所有者の属する世帯の月額所得（世帯員の総所得金額から地方税法第314条の2に規定する障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び100,000円（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得を有する場合に限る。）を差し引いた金額を世帯全員で合算し、その金額を12で除した額をいう。）が214,000円以下の場合には1,075,000円）（ただし長屋又は共同住宅については850,000円若しくは1,075,000円に、現に居住している、又はこれから居住する戸数を乗じて得た額）のうちいずれか少ない額
    - イ 補助対象建築物の所有者の前年の課税所得金額が5,070,000円以上の場合 耐震改修工事に要した費用の額の2分の1と400,000円（ただし長屋住宅又は共同住宅については400,000円に、現に居住している、又はこれから居住する戸数を乗じて得た額）のうちいずれか少ない額
- 2 前項の規定による補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申込み)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ補助対象事業を行う前に、次の各号に掲げる区分に応じ、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付申込書に当該各号に掲げる書類を添えて、市長に申込まなければならない。

(1) 耐震設計

- ア 法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築物用途及び建築確認年月日が確認できるもの。）
- イ 補助対象建築物の耐震改修工事前の耐震診断結果報告書

ウ 補助対象建築物の登記事項証明書等当該補助対象建築物の所有関係が分かる書類

エ 耐震診断技術者及び耐震改修技術者であることを証する書類

オ 耐震設計に要する費用が分かる見積明細書

カ 補助対象建築物の所有者の前年の所得が分かる書類

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修工事

ア 前号アからエまでに掲げる書類

イ 補助対象建築物の所有者の前年の所得及び課税所得金額が分かる書類（補助対象建築物の所有者が属する世帯の月額所得が214,000円以下の場合は、世帯全員の前年の所得が分かる書類及び世帯全員の記載のある住民票の写し）

ウ 耐震改修工事施工者であることを証する書類

エ 補助対象建築物の耐震改修工事に係る計画が分かる図書（耐震改修技術者が作成したものに限る。）

オ 耐震改修工事に要する費用が分かる見積明細書

カ その他市長が必要と認める書類

(3) 耐震設計及び耐震改修工事

ア 前号アからウに掲げる書類

イ 耐震設計に要する費用が分かる見積明細書

ウ 耐震改修工事に要する概算費用が分かる見積書

エ その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号において、市長が適当と認める場合は一部の書類を省略することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の可否を決定し、その結果を当該申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、補助金の交付を決定したときは豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付決定通知書により、不交付を決定したときは豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金不交付決定通知書により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に際し、条件を付することができる。

(変更の申込み)

第10条 前条の補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による補助金の交付決定の通知後において当該交付の決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、第8条に準じて豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付変更承認申込書を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、第8条に掲げる区分及び補助金の交付額に変更がないものについては、この限りでない。

2 前項の規定による変更の承認の申込みがあった場合は、市長は前条に準じて内容の審査等を行い、適当と認めるときは、承認を行い、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改

修補助金交付変更承認通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付申込みの取下げ)

第11条 補助事業者は、補助事業に着手するまでの間、第8条の規定による補助金の交付の申込みを取り下げることができる。

2 第8条の規定による補助金の交付の申込みを取り下げようとする者は、取下届を市長に提出しなければならない。

3 第1項の取下げがあったときは、第9条の規定による補助金の交付の決定がなかったものとみなす。

(着手)

第12条 補助事業者は、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付決定通知書を受領後、速やかに補助事業に着手するものとする。

(廃止届)

第13条 補助事業者は、前条の事業着手後において、やむを得ない事情等により当該補助事業を廃止する場合は、廃止届を市長に提出しなければならない。

(耐震改修計画の報告)

第14条 第8条第1項第3号に掲げる申込みをした補助事業者は、耐震設計完了後、耐震改修工事に着手する前に、耐震改修計画報告書に補助対象建築物の耐震改修工事に係る計画が分かる図書(耐震改修技術者が作成したものに限る。)及び耐震改修工事に要する費用が分かる見積明細書を添えて市長に報告しなければならない。

(完了実績の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修工事完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 第8条第1項第1号に掲げる申込みをした補助事業

- ア 耐震改修工事計画書
- イ 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- ウ 補助対象経費が分かる明細書の写し
- エ 耐震改修工事見積明細書
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 第8条第1項第2号又は第3号に掲げる申込みをした補助事業

- ア 耐震改修工事後の設計図書(変更・修正等がある場合に限る)
- イ 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- ウ 補助対象経費が分かる明細書の写し
- エ 耐震改修工事写真(各部位ごとに工事が適切に施行されたものが分かるもの)
- オ その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修工事完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第17条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。この場合において、請求した補助金の受領を補助事業を行った耐震改修技術者が所属する建築士事務所又は補助事業を行った耐震改修工事施工者に委任するときは、市長に提出する交付請求書に豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金の代理受領に係る委任状を添付しなければならない。

(補助金の交付)

第18条 市長は、前条の豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求者（当該請求者が補助金の受領を委任した場合は、受任した建築士事務所又は耐震改修工事施工者）に補助金を交付するものとする。

(立入検査)

第19条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、職員に補助対象建築物に立ち入り、補助事業の状況若しくは補助事業の実施に関する帳簿、書類その他の物件（次条及び第21条において「帳簿等」という。）を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第20条 補助事業者は、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第21条 補助事業者は、帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、補助金を減額し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業者が虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助事業者が市長の承認を受けずに補助事業の内容を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行を見込めないとき。

- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
  - (5) 耐震改修工事を行う場合にあつては、補助事業者が耐震改修工事に該当しない工事を行ったとき。
  - (6) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第23条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、豊中市木造住宅耐震設計・耐震改修補助金返還命令書により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(市長の指示)

第24条 市長は、補助事業者に対し、補助金の使用に関して、必要な指示や指導をすることができる。

(豊中市補助金等交付規則との関係)

第25条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号)の定めるところによる。

(申込書等の様式)

第26条 この要綱による申込書等の様式については、市長が別に定める。

(細目)

第27条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 豊中市木造住宅耐震設計補助金交付要綱
  - (2) 豊中市木造住宅耐震改修補助金交付要綱
- 3 この要綱(以下この項において「新要綱」という。)の施行日前に前項の規定による廃止前の豊中市木造住宅耐震設計補助金交付要綱又は豊中市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、新要綱中にこれに相当する規定がある場合には、新要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。